クレジットカード加盟店規約（非対面(オンラインストア)）

本規約は、加盟店（第１ 条第１項にて定義する）が会員（第１条第２項にて定義する）に対して通信販売（第１ 条第８項にて定義する）を行う場合における、イオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「当社」という）と加盟店との間の契約関係につき定めるものとする。

第１条（定義）

１.「加盟店」とは、本規約を承認のうえ、当社に加盟を申し込み、当社が加盟を認めた法人、個人または団体をいうものとする。

２.「会員」とは、以下のいずれかの者との間で締結したクレジットカード等（以下「カード等」という）の交付等にかかる契約に基づきカード等の交付等を受けた者をいう。

（１）株式会社イオン銀行

（２）国際ブランドから、当該国際ブランドの管理するカード番号等を付してカード等の交付等を行うことを許諾された者が当該許諾に基づきカード等の交付等を行った場合における当該者

３.「カード等発行会社」とは、会員に対してカード等を発行する者のうち前項第２号の者をいう

４.「カード番号等」とは、割賦販売法第３５条の１６第１項に定める「クレジットカード番号等」（カード等の番号、カード等の有効期限、暗証番号またはセキュリティコード）をいう。

５.「国際ブランド」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

（１）マスターカードインターナショナルインコーポレイテッドまたはそのグループ企業

（２）Visa インターナショナルまたはそのグループ企業

６.「商品等」とは、加盟店が会員に販売または提供する商品、権利、サービス等をいう。

７.「信用販売」とは、会員がカード番号等を使用することにより、加盟店が商品等の代金または対価等を会員から直接受領することなく、会員に商品等の引き渡しまたは提供等を行う取引をいう。

８.「通信販売」とは、会員がカード等の提示によらずカード番号等および会員氏名等の必要な事項を、郵便、ＦＡＸ、電話、インターネット等の通信方法を用いて加盟店に伝達することにより行う信用販売をいう。

９.「実行計画」とは、クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」（名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策またはクレジットカード不正利用防止のために、加盟店を含む加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該実行計画に相当するものを含む。）であって、その時々における最新のものをいう。

１０.「国際ブランドの規則等」とは、国際ブランドが定める規則、ルール、規範、基準、レギュレーション、ガイドライン等、および提携組織の指示、命令、要請等（国際ブランドの指示等に基づく当社から加盟店に対する指示等を含む）をいう。

１１.「コンテンツ」とは、加盟店がウェブサイトにおいて、会員に対して提供する一切の情報をいう。

第２条（加盟店）

１．加盟店は、本契約に基づき、当社の加盟店として通信販売を行うものとする。

２．加盟店は、加盟店および本契約に基づき通信販売を行う加盟店の店舗、施設またはウェブサイト（インターネットによる通信販売の場合）にかかる以下の事項を当社所定の書面または記録媒体をもってあらかじめ当社に届け出てその承認を得る（以下、当社の承認を得た店舗、施設またはウェブサイトを「カード取扱店」という）ものとし、追加、取消の手続きについても同様とする。

（１）加盟店の商号、所在地、連絡先、代表者またはこれに準ずる者の氏名、住所、生年月日、指定金融機関口座および法人番号（加盟店が個人事業主である場合は、屋号、当該個人の氏名、住所、連絡先、生年月日および指定金融機関口座）

（２）通信販売を行う加盟店の店舗または施設の名称、所在地、連絡先（ウェブサイトの場合は名称、ＵＲＬ）

（３）取引の種類

（４）業種

（５）取扱商品等

（６）カード番号等の適切な管理の措置の導入状況

（７）カード等の不正利用対策の措置の導入状況

（８）カード番号等の適正な管理の体制等の状況

（９）カード番号等の取り扱い業務を外部事業者に委託している場合の委託先の指導体制状況等

（10）カード等の不正利用発生時の対応体制の状況等

（11）前各号に掲げるもののほか当社が加盟店に対しあらかじめ通知する事項

３．加盟店は、本契約に基づき通信販売を開始する時点において、以下のいずれの事項も真実かつ正確であることを表明し、保証するものとする。

（１）特定商取引に関する法律に定められた禁止行為に該当する行為を行っていないこと、また直近５年間に同法による処分を受けたことがないこと

（２）消費者契約法において、消費者に取消権が発生する原因となる行為を行っていないこと、また直近５年間に同法違反あるいは同法の適用を理由とする敗訴判決を受けたことがないこと

４．加盟店は、前項各号に表明保証した内容が真実に反すること、または反するおそれがあることが判明した場合、当社に対して、直ちにその旨を通知するものとする。前項各号に該当する事由が新たに生じた場合またはそのおそれがある場合も同様とする。

５．加盟店は、カード取扱店の見やすいところに、当社所定の加盟店標識またはサービスマークを掲示するものとする。

６．加盟店は、通信販売の促進のために、当社が個別の承諾を得ることなく印刷物等に加盟店が本条第２項に基づき届け出た加盟店の商号および所在地等を記載することを、あらかじめ異議なく認めるものとする。

７．加盟店は、当社所定の売上票、売上集計票、商標等を本契約に定める目的以外に使用してはならないものとし、また、これを第三者に使用させてはならないものとする。

８．加盟店は、通信販売にあたり、国際ブランドの規則等に準拠した取扱いを行わなければならない

ものとし、加盟店が国際ブランドの規則等に準拠した取扱いを行うために要する費用は、加盟店の負担とする。

9．国際ブランドの規則等に変更（制定、廃止等を含む）があった場合は、変更後の内容が加盟店に適用されるものとし、当該変更に起因して加盟店に生じる費用、損害、第三者に対する責任は、加盟店が負担するものとする。

10．国際ブランドが、加盟店側の事由に起因して、当社に違約金、反則金等（名称の如何は問わないものとする）を課すことを決定した場合、加盟店は、当社の請求に応じて違約金、反則金等の額と同額の金員を当社に支払うものとする。

第３条（広告表現等）

1．加盟店は、自己の負担と責任において通信販売に関する広告（オンラインによる広告を含む。以下、「広告」という。）の企画、制作を行うものとする。

2．加盟店は、広告にあたり以下の事項を遵守するものとする。

（1）特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品類および不当表示防止法、著作権法、商標法その他の関連諸法令の定めに違反しないこと

（2）消費者の判断に錯誤を与える恐れのある表示をしないこと

（3）公序良俗に違反する表示をしないこと

（4）以下の事項について、広告時点において表示を行うこと

①加盟店の名称

②加盟店の所在地

③加盟店の電話番号

④加盟店の問い合わせ用メールアドレス

⑤責任者名および責任者への連絡方法

⑥商品等の販売価格、送料、その他必要とされる料金

⑦商品等の引渡時期および方法

⑧代金等の支払時期および方法

⑨商品等の返品、通信販売の申し込みの取消しに関する説明

⑩その他当社が必要と認めた事項

3．加盟店は、第１項の広告に当社が指定する加盟店標識またはサービスマークを表示するものする。

4．通信販売におけるコンテンツまたはカタログその他の広告の知的財産権に関して第三者からの申立て等の紛争が生じた場合は、加盟店の責任において解決するものとし、当社に一切迷惑をかけないものとする。

第４条（会員保護）

加盟店は、通信販売を行うにあたり、会員保護の観点から、以下に掲げる措置および対応を行うものとする。

（1）会員との契約上のトラブル、システム障害によるトラブル等、予想されるトラブルにつき、一方的に会員が不利にならないよう取り計らうものとし、加盟店が責任を取り得ない範囲については、会員が理解できるようウェブサイトまたは広告上に明示すること

（2）加盟店は、インターネットによる通信販売の申込みを受け付けるにあたって、会員から二重送信や誤入力が生じないよう確認画面を設ける等、会員の誤操作を防止する措置を講ずること

（3）会員に対し、通信販売における商品等の購入の申込みおよび承諾について、その仕組みを明示し、会員が取引の成立時期を明確に認識できる措置を講ずること

（4）加盟店は、通信販売における会員からの苦情、問い合わせ等に対する窓口を設置し、当該窓口で受け付ける苦情、問い合わせに対し速やかな対応を行うこと

（5）通信販売において加盟店の作成した販売条件、商品説明等を含むコンテンツまたは広告の表示内容に基づいて、瑕疵のない商品等の販売を行うこと

第5条（通信販売）

1．加盟店は、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の関係法令および本契約を遵守し善良なる管理者の注意をもって誠実に業務を行うとともに、正当かつ適法な商行為に則り通信販売を行うものとする。

2．加盟店は、有効なカード等を使用した会員に対し、正当な理由なく通信販売を拒否し、直接現金払いもしくはカード等以外のクレジットカード等の使用を要求する、または手数料等名目の如何を問わず、現金払いの顧客と異なる代金を請求する等、会員に不利となる差別的取り扱いを行ってはならないものとする。

3．加盟店は、本契約に基づく通信販売において以下に定める内容の取引を行わないものとする。

（1）公序良俗違反の取引

（2）特定商取引に関する法律に違反する取引

（3）消費者契約法第4条の規定に基づき取消しが可能である取引

（4）当社が会員の利益の保護に欠けると判断する取引

（5）会員が遵守すべき規約に違反して行おうとする取引

（6）特定商取引に関する法律に定められる特定継続的役務提供、連鎖販売取引、業務提携誘引販売取引、電話勧誘販売取引、訪問販売取引

（7）その他当社が不適当と判断する取引

4．加盟店が本契約に基づき通信販売を行える商品等は、第2条第2項に基づきあらかじめ当社に届け出た上でその承認を得たもののみとし、変更する場合も同様とする。ただし、当社の承認の有無にかかわらず、以下に該当するまたは該当するおそれがある商品等については、通信販売を行えないものとする。

（1）公序良俗に反するもの

（2）銃砲刀剣類所持等取締法、麻薬および向精神薬取締法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）その他の関連法令の定めに違反するもの

（3）第三者の著作権、肖像権、知的財産権等を侵害するもの

（4）タバコ（加熱式を含む、ただしリキッド式は除く）、商品券、プリペイドカード、印紙、切

手、回数券その他の有価証券
（５）生体（犬、猫、観賞魚等）
（６）国際ブランドの規則等により取扱いが禁止されるもの
（７）その他当社が不適当と判断する商品等
５．前項に基づく当社の承認は、商品等が前項各号のいずれにも該当しないことを保証するものではなく、当社による承認後に、当該商品等が前項各号のいずれかに該当することもしくはそのおそれがあることが判明した場合、または、法令、国際ブランドの規則等の変更等により、前項各号のいずれかに該当すること（そのおそれがある場合を含む）となった場合、当社は、加盟店に対する何らの責任を負うことなく、当該承認を撤回することができるものとする。
６．加盟店は、旅行商品、酒類等、販売にあたり許認可を得るべき商品等を取り扱う場合は許認可を得ていることを表明し保証するものとし、当社が許認可を得ていることを証明する関連証書類の提出を求めた場合には、直ちにこれに応じるものとする。また、加盟店は、これら商品等を取り扱うための許認可を喪失した場合は、直ちにその旨を当社に通知し、当該許認可にかかる商品等の取り扱いを中止するものとする。
７．加盟店は、インターネットを介したダウンロード等の方法によりソフトウェア及びデジタルファイルの形式での情報等を商品等として取り扱う場合は、不正使用防止策を講じたうえで、あらかじめ当社に申し出、当社の承諾した運用方法により取り扱うものとする。
８．加盟店は、当社が加盟店に対して商品等について報告を求めた場合には、直ちにこれに応じるものとし、当社が商品等を本条第４項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、直ちに当該商品等の通信販売を中止するものとする。
９．本契約の対象となる通信販売は、通信手段を用いて広告宣伝、申し込みの誘引、契約の締結を行うものであって、加盟店は、かかる様式、運用方法、セキュリティ等をあらかじめ当社に届け出、当社の承認を得るものとする。なお、加盟店がこれを変更する場合も同様とする。

第６条（通信販売の申込み受付方法）
１．加盟店は、会員より通信販売の申込みを受け付けるときは、以下に掲げる項目
（以下「申込情報」という）を送信または送付させるものとする。
（１）会員の氏名および会員への通知に必要な連絡先
（２）会員のＥメールアドレス（インターネットによる通信販売の場合）
（３）商品等の名称、種類等、商品等を特定できる事項
（４）商品等の代金額、付帯費用および数量
（５）カード等の番号
（６）カード等の有効期限
（７）カード等による代金の支払方法
（８）その他当社が必要と認めた事項
２．加盟店は、会員より通信販売の申込みを受け付けるときは、カード等の暗証番号を送信または送付させないものとする。

第７条（クレジットカードの有効性等の確認）

１．加盟店は、通信販売を実施するに際しては、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、以下の各号に掲げる事項を確認しなければならない。この場合において、加盟店は、実行計画に掲げられた措置またはこれと同等の措置を講じてこれを行うものとする。

（１）通知されたカード番号等の有効性

（２）当該通信販売がなりすましその他のカード番号等の不正利用（以下「不正利用」という。）に該当しないこと

２．加盟店が前項の確認のために講じる実行計画に掲げられた措置またはこれと同等の措置の具体的方法および態様は、加盟店は第２条第２項の規定に基づき当社に対して届け出るものとする。

３．前項の規定にかかわらず、加盟店は技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法または態様による措置が実行計画に掲げられた措置またはこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他不正利用を防止するために特に必要があるときには、その必要に応じて当該方法または態様の変更を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとする。

第８条（売上承認の取得）

１．加盟店は､会員より通信販売の申込みがあった場合は、その全件についてあらかじめ当社の承認を求め、当社より承認番号を取得しなければならない。

２．当社は、加盟店に対し、第６条第１項の申込みに対する承認の可否を、前項の加盟店からの承認の請求を受け次第遅滞なく通知するものとする。

３．加盟店は、前項の通知を受け次第遅滞なく、第６条第１項の申込みに対する承認の可否について当該申込みを行った会員に通知するものとする。

第９条（通信販売の方法）

１．加盟店は、通信販売を行った場合には、当社が別途定めた場合を除き、加盟店の決済システム等を使用し、当該通信販売に関するデータ（以下「売上データ」という）を当社に送信するものとする。ただし、当該決済システム等が故障、障害等何らかの理由により使用できない場合または当社が別途認めた場合には、加盟店は、当該通信販売に関する売上票を当社に送付するものとする。

２．加盟店は、通信販売を行った場合は、割賦販売法第３０条の２の３第４項および同法施行規則に定める事項などを記載した書面等を遅滞なく会員へ交付しなければならないものとする。また、加盟店は、本項に定める以外の割賦販売法その他の法令上課される会員に対する書面交付義務を遵守するものとする。

３．加盟店は、速やかに商品等の引き渡しができない場合は、原則として商品発送時に、前項の書面等を会員に交付するものとする。

４．加盟店が売上データおよび売上票に記載できる金額は、当該売上代金（税金、送料を含む）のみとし、現金の立て替え、および過去の売掛金の精算等を含めることはできないものとする。また、加盟店は、通常１回で処理されるべきものを売上日の変更、金額の分割等により売上データや売上票を複数にすること、ならびに売上データや売上票の金額の訂正はできないものとする。

５．加盟店は、所定の売上データまたは売上票以外は使用できないものとする。また、売上データま

たは売上票は加盟店の責任において保管・管理し、他に譲渡できないものとする。
６．加盟店は、会員から通信販売による申込みを受付けたことを証するデータ等の記録を、実行計画に掲げる措置またはそれと同等の措置を講じたうえで、申込日より７ 年間保管するものとし、当社から当該データ等の記録の提出を求められた場合には速やかにこれを提出するものとする。

第１０条（セキュリティ確保措置）
１．加盟店は、自らの費用と責任において、会員に関する情報および通信販売を行う際に使用する決済システム等を第三者に閲覧、改竄、破壊されないようファイアーウォール等のセキュリティ確保措置をあらかじめ講じたうえで本契約に基づく業務を善良なる管理者の注意をもって遂行する。
２．加盟店は、本契約に基づく業務の遂行にあたって、会員に関する情報および申込みに関する情報等の通信販売にかかる情報を第三者に閲覧、改ざん、破壊されないよう暗号化する等のセキュリティ確保措置を講じて送信するものとし、加盟店はあらかじめその方法について当社の承諾を得るものとする。
３．本条に定めるセキュリティ確保措置が守られなかった場合は、加盟店が一切の責任を負うものとする。
４．加盟店は、当社よりシステム構成図等のセキュリティ確保措置に関する資料等の提出を求められた場合には速やかにこれを提出するものとする。

第１１条（無効カード等の取り扱い）
１．第９条の手続において以下の各号のいずれかに該当することが判明したときは、加盟店は、通信販売を行わず、直ちにその旨を当社に通知しその指示に従うものとする。
（１）使用されたカード等が無効である旨の通知を当社より受けたとき
（２）偽造または変造と判断できるカード等を使用されたとき
（３）カード等の使用者とカード等の名義人との同一性が疑われるとき
（４）日常の取引から判断して異常に大量または高価な取引の申込み等の不審な取引の申込みがあったとき
（５）前各号のほか通信販売の申し込みが明らかに不審であるとき
２．万一加盟店が前項に違反して通信販売を行った場合、加盟店は当該通信販売代金の全額について一切の責任を負うものとする。
３．加盟店は、自らが行った通信販売につき不正利用がなされた場合には、直ちにその旨を当社に対して報告するものとする。また、加盟店は、当社が必要と判断した場合には、遅滞なく、その是正および再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正および再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければならないものとする。
４．加盟店は、遅滞なく前項の調査の結果ならびに是正および再発防止のための計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュールを当社に対して報告しなければならないものとする。

第１２条（会員の支払い方法）
１．加盟店の取り扱う会員の支払い方法は、１回払い、２回払い、リボルビング払い、ボーナス一括

払い、ボーナス二回払い、分割払いの６種類のうち加盟店申込書に記載された支払方法とする。ただし、会員の提示したカード等が日本国外の会社が発行したものであるときは、１回払いに限られるものとする。

２．分割払いの回数は、加盟店申込書に記載された回数とし、１回あたりの支払金額に１円未満の端数がある場合には、初回支払金額に加えるものとする。

３．本条第１項で定める各支払方法の取扱金額は以下のとおりとする。

（１）１回払い、リボルビング払い　１円以上

（２）２回払い、ボーナス一括払い　１万円以上

（３）分割払い　１万円以上かつ１回の支払金額が３，０００円以上

（４）ボーナス２回払い　５万円以上

４．前３項の規定にかかわらず、加盟店は、カード等発行会社と会員との契約に基づき、一部の支払い方法の取り扱いができない場合や取扱金額等の取り扱い条件が異なる場合があることを承諾するものとする。

５．加盟店は、株式会社イオン銀行およびカード等発行会社の判断により、カード等での信用販売ができない場合があることを承諾するものとする。

第１３条（商品等の引渡し）

１．加盟店は、当社の承認を得た場合は、会員に対して直ちに商品等の引き渡しを行うものとする。

２．加盟店は、当社の承認を得た後、会員に対して直ちに商品等の引き渡しができない場合には、会員より通信販売の申込みを受け付けた日から起算して、原則として２週間以内に会員の指定する住所あてに商品等の送付を行うものとする。また、商品等の送付の遅延や品切れ等が生じた場合、加盟店は、速やかに会員に対して商品等の引渡し時期を書面等により通知するものとする。

３．加盟店は、会員が商品等の送付先として商品等の受領確認が不明確となる恐れのある住所を指定した場合であって、当該住所あてに商品等を発送したときは、当該売上金の支払いおよびこれによって生じた紛争事故について加盟店が全責任を負うものとする。

４.加盟店は、直ちに商品等の引き渡しができない場合、商品等の発送にかかる商品発送簿を整備し、運送事業者の荷受伝票その他運送の受託を証明する書面を７年間保管しておくものとする。

第１４条（立替金の請求）

１．加盟店は、通信販売を行った場合において、通信販売により会員に商品等を引き渡し、提供もしくは発送した日を当該通信販売の取引日（以下「通信販売日」という）として、加盟店の決済システム等から売上データを当社に送信することにより、立替払い請求を行うものとし、当社は会員に代わり加盟店申込書記載の条件に従ってこれを立替払いするものとする。

２．前項の方法によらない場合、加盟店は、売上票に当社所定の売上集計表（兼請求書）を添付して原則として通信販売日に当社宛に送付することにより立替払い請求を行うものとする。

３．立替金の請求は、売上データまたは売上票が当社に到着した時に成立し効力を生じるものとする。

第１５条（加盟店手数料）
立替払いに対して加盟店が当社に支払う加盟店手数料は、前条に基づき加盟店が立替払い請求を行なった通信販売代金の金額（以下「通信販売代金額」という）に加盟店申込書記載の定める手数料率を乗じた金額とし、１円未満は切り捨てるものとする。

第１６条（立替金の支払い）
当社から加盟店に対する立替金の支払いは、第１４条第１項に定める支払い日（ただし、金融機関の休業日にあたるときは、翌営業日）に、通信販売代金額より前条の加盟店手数料を差し引いた金額の合計金額を加盟店の指定する金融機関口座に振り込むことにより行うものとする。なお、振込手数料は、当社が負担するものとする。

第１７条（商品の所有権）
通信販売にかかる商品の所有権は、当社が前条の規定に基づき当該通信販売にかかる立替金を加盟店に支払った時に当社に移転するものとする。ただし、次条の規定に基づき通信販売が取り消しされた場合または第１９条第２項もしくは第２１条第１項の規定に基づき立替払い請求が取り消しされた場合で、当社が当該信通信販売にかかる立替金をすでに加盟店に支払い済みであるときは、加盟店が当該立替金を当社へ返還した時に当社から加盟店へ所有権が復帰するものとする。

第１８条（通信販売の取り消し）
１．加盟店は、会員に販売するすべての商品等について、加盟店のウェブサイトまたは広告上に、商品等の販売から一定期間、原則として商品等の返品または交換を受け付ける旨を明示するものとし、商品等の特性に応じて返品、交換を受け付けることのできない場合は、あらかじめ商品等の返品、交換を受け付けることのできない旨を明示するものとする。ただし、当社が適当と認めた場合はこの限りではない。
２．加盟店は、通信販売の取り消しまたは解約を行う場合は、会員に対し直接当該通信販売代金額の払い戻しは行わず、当社所定の方法により取り消し処理を行うものとする。
３．前項の場合において、当社が当該通信販売にかかる立替金をすでに加盟店へ支払い済みであるときは、加盟店は当該立替金を直ちに当社へ返還するものとする。なお、当社は当該立替金相当額を次回以降に当社が加盟店へ支払うべき立替金から差し引くことで返還を受けることもできるものとする。

第１９条（会員との紛議等）
１．加盟店は、通信販売にかかる商品等に関する一切の責任を負担するものとし、会員から苦情、相談を受けた場合、会員との間において紛議が生じた場合、その他通信販売に関して会員と加盟店の間に生じている問題がある場合には、速やかにその解決にあたるものとする。
２．前項の紛議等を理由に会員が第１条第１項各号に定める者に当該通信販売代金相当額の支払いを拒絶した場合もしくは第１条第１項各号に定める者から当社に対する支払いが滞った場合は、加盟店は、当社が加盟店に支払った当該通信販売にかかる立替金を直ちに当社へ返還する。前項の紛議等が生じ、またはそのおそれがある場合であって、当該通信販売にかかる立替金の支払いが済んでいない場合

は、当社はその支払を留保できるものとし、この場合、当社は法定利息その他遅延損害金の支払義務を負わないものとする。なお、前項の紛議等が当該通信販売日に対応する締切日より６０日を経過しても解決しないときは、当社は当該立替金の支払いを拒絶することができ、この場合、加盟店は当該通信販売にかかる立替払い請求を取り消すものとする。

３．当社が関係法令に基づき加盟店または加盟店による本契約に基づく取引等あるいは会員からの苦情等その他の事項に関して調査を要すると判断した場合には、当社は加盟店に対して調査を実施または要請することができ、加盟店はその調査に協力しなければならないものとする。

４．当社は、前項の調査の結果、必要があると認める場合には、本契約に基づく通信販売を停止することができるものとし、この場合、当社は通信販売を停止したことにより加盟店に生じた損害について一切賠償する責任を負わないものとする。

第２０条（苦情等の処理）

１．加盟店は、会員の利益の保護に欠ける行為を防止するために必要な体制および苦情等を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するものとする。

２．加盟店は、会員から申出のあった苦情等の処理に対し、誠実な対応をもって適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

３．加盟店は、認定割賦販売協会の消費者相談室、消費者センターその他の機関を介して苦情等の申出があった場合においても誠実な対応をもって適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

第２１条（立替払いの拒絶）

１．当社は、加盟店からの立替払い請求について以下の各号のいずれかに該当する事実を確認した場合は、承認番号の有無にかかわらず、立替金の支払いを拒絶することができるものとする。この場合、加盟店は、当該通信販売にかかる立替払い請求を取り消すものとする。

（１）売上データまたは売上票が正当なものでないとき、または記載内容に不実不備があるとき

（２）第２条第３項の表明保証に違反したとき

（３）第５条または第９条の規定に違反して通信販売が行われていたとき

（４）第１９条第１項に規定する紛議等が当該紛議等にかかる通信販売日に対応する締切日より６０日を経過しても解決しないとき

（５）通信販売を行った日より６０日以上経過して立替払い請求がなされたとき

（６）会員より自己の利用によるものではない旨の申出が、加盟店、当社または第１条第１項各号に定める者にあったとき

（７）本契約に基づき取扱うことのできるカード等以外のクレジットカード等にて通信販売を行い、当社宛に立替払い請求をしたとき

（８）通信販売を取り消しまたは解約したにもかかわらず、第１８条に定める手続きを行わないとき

（９）加盟店の事情により、会員に対する商品等の引渡し、提供が困難になったとき

（10）加盟店が第２８条に定める調査に応じないときまたは必要な協力をしないとき

（11）その他本契約またはこれに付随する契約に違反して通信販売が行われたとき

２．前項の場合において、当社が当該通信販売にかかる立替金をすでに加盟店へ支払い済みであると

きは、加盟店は当該立替金を直ちに当社へ返還するものとする。また当社は、当該立替金相当額を次回以降に当社が加盟店へ支払うべき立替金から差し引くことで返還を受けることもできるものとする。

３．当社は、加盟店の立替払い請求について、本条第１項各号の事由に該当するおそれがあると認めた場合は、当該通信販売にかかる立替金の支払いを留保することができるものとし、この場合、当社は法定利息その他遅延損害金の支払義務を負わないものとする。

４．前項の場合、加盟店は、当社の調査に応じるものとし、調査の結果当社が立替金の支払いを相当と認めたときは、当社は、加盟店に当該立替金を支払うものとする。なお、当社の調査により当該通信販売が行われた日より６０日を経過しても立替金の支払いが相当と認められないときは、当社は当該通信販売にかかる立替金の支払いを拒絶することができ、加盟店は、当該通信販売にかかる立替払い請求を取り消すものとする。当社が当該通信販売にかかる立替金をすでに加盟店に支払い済みであるときは、本条第２項に準じた取り扱いを行うものとする。

第２２条（地位の譲渡等の禁止）

１．加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとする。

２．加盟店は、当社に対する債権を第三者に譲渡および質入れできないものとする。

第２３条（業務委託）

１．加盟店は、当社が別途書面により事前に承諾した場合を除き、本契約に基づいて行う業務の一部または全部を第三者に委託することはできないものとする。

２．加盟店は、前項に基づき本契約に基づいて行う業務の一部または全部を第三者に委託する場合（数次委託を含む）は、当該第三者をして本契約を遵守させるものとし、当該委託先による本契約の違反は加盟店の違反とみなす。

第２４条（営業秘密等の守秘義務）

１．加盟店および当社は、本契約の履行上知り得た相手方の技術上または営業上その他の秘密（以下「営業秘密等」という）を本契約の履行以外の目的に利用し、第三者に提供、開示しもしくは漏洩してはならない。

２．加盟店および当社は、営業秘密等を滅失、毀損または漏洩等することがないよう必要な措置を講ずるものとし、当該情報の漏洩等に関し責任を負うものとする。

３．本条の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとする。

第２５条（個人情報の守秘義務）

１．加盟店は、本契約の履行上知り得た会員の個人に関する一切の情報（以下「個人情報」といい記録・保存媒体を問わない）を秘密として保持し、当該情報を本契約の履行以外の目的に利用し、または第三者に提供、開示しもしくは漏洩してはならない。

２．加盟店は、個人情報の滅失、毀損または漏洩等が発生し、または発生するおそれが生じたときは、直ちに当社に報告するとともに、自己の費用にて調査を実施し、二次被害およびその他被害の拡大を防止するための適切な措置を講じるものとする。

３．当社は、個人情報の滅失、毀損または漏洩等が発生したと判断する合理的な理由があるときは、加盟店に対して事故事実の有無、可能性の状況等その他の報告を求める等必要な調査を実施または要請することができ、加盟店はその調査に協力しなければならないものとする。

４．加盟店は、個人情報を滅失、毀損または漏洩等することがないよう個人情報の保護に関する法律およびそれに関連するガイドラインを遵守するものとする。また、加盟店はこれらに規定される必要な措置を講じるものとし、個人情報の滅失、毀損または漏洩等に関し責任を負うものとする。

５．加盟店は、第２３条第１項の規定に基づき業務の一部または全部を第三者に委託するにあたり当該業務に個人情報の取扱いが含まれる場合には、十分な個人情報保護水準を満たしている委託先を選定しなければならないものとする。

６．本条の規定は、本契約の終了後においてもその効力を有するものとする。

第２６条（カード番号等の適切な管理）

１．加盟店は、通信販売の実施に必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、カード番号等を取り扱ってはならない。

２．加盟店がカード番号等を取り扱う場合には、加盟店は、割賦販売法に従いカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならず、かつカード番号等につき、その滅失、毀損または漏洩等を防止するために善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

３．加盟店は、カード番号等の適切な管理のため、実行計画に掲げられた措置またはこれと同等の措置を講じなければならない。

４．加盟店が前項の規定によりカード番号等の適切な管理のために講じる実行計画に掲げられた措置またはこれと同等の措置の具体的方法および態様（加盟店が第三者にカード番号等の取り扱いを委託した場合には、当該第三者がカード番号等の適切な管理のために講じる実行計画に掲げられた措置またはこれと同等の措置の具体的方法および態様を含む。）については、加盟店は第２条第２項の規定に基づきあらかじめ当社に対して届け出るものとする。

５．前項の規定にかかわらず、当社は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、当該方法または態様による措置が実行計画に掲げられた措置またはこれと同等の措置に該当しないおそれがあるとき、その他カード番号等の滅失、毀損または漏洩等の防止のために特に必要があるときには、その必要に応じて当該方法または態様の変更を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとする。

６．加盟店または本条第１０項に定めるカード番号等の取り扱いの委託先の保有するカード番号等の滅失、毀損または漏洩等が発生し、または発生するおそれが生じたときは、直ちに当社に報告するものとし、速やかに自らの費用で以下の措置を取らなければならない。

（１）滅失、毀損または漏洩等の有無を調査すること

（２）前号の調査の結果、滅失、毀損または漏洩等が確認されたその発生期間、影響範囲（滅失、毀損または漏洩等の対象となったカード番号等の特定を含む。）その他の事実関係および発生原因を調査すること

（３）上記の調査結果を踏まえ、二次被害および再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること

（４）滅失、毀損または漏洩等の事実および二次被害防止のための対応について必要に応じて公表し

または影響を受ける会員に対してその旨を通知すること

7．前項柱書の場合であって、滅失、毀損または漏洩等の対象となるカード番号等の範囲が拡大するおそれがあるときには、加盟店は、直ちに自らの費用でカード番号等その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じなければならない。

8．加盟店は、本条第6項柱書の場合には、遅滞なく、同項各号の事項につき、次の各号の事項を報告しなければならない。

（1）第6項第1号および第2号の調査の実施に先立ち、その時期および方法

（2）第6項第1号および第2号の調査につき、その途中経過および結果

（3）第6項第3号に関し、計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュール

（4）第6項第4号に関し、公表または通知の時期、方法、範囲および内容

（5）前各号のほかこれらに関連する事項であって当社が求める事項

9．加盟店または本条第１０項に定めるカード番号等の取り扱いの委託先の保有するカード番号等の滅失、毀損または漏洩等が発生した場合であって、 加盟店が遅滞なく本条第6項第4号の措置をとらない場合には、当社は、事前に加盟店の同意を得ることなく、自らその事実を公表しまたは会員に対してカード等を発行する者に連携し、当該カード等を発行する者において滅失、毀損または漏洩等したカード番号等にかかる会員に対して通知することができる。なお、当該公表または通知にかかる費用は加盟店が負担するものとする。

10. 加盟店は、第２３条第1項の規定に基づき業務の一部または全部を第三者に委託するにあたり当該業務にカード番号等の取り扱いが含まれる場合は、以下の基準に従わなければならない。

（1）カード番号等の取り扱いの委託先が次号に定める義務に従いカード番号等を適確に取り扱うことができる能力を有する者であることを確認すること

（2）委託先に対して、本条第2項および第3項の義務と同等の義務を負担させること

（3）委託先が本条第4項で定めた具体的方法および態様によるカード番号等の適切管理措置を講じなければならない旨、および当該方法または態様について、本条第5項に準じて加盟店から当該委託先に対して変更を求めることができ、当該委託先はこれに応じる義務を負う旨を委託契約中に定めること

（4）委託先におけるカード番号等の取り扱いの状況について定期的にまたは必要に応じて確認すると共に、必要に応じてその改善をさせる等、当該委託先に対する必要かつ適切な指導および監督を行うこと

（5）委託先があらかじめ加盟店の承諾を得ることなく、第三者に対してカード番号等の取り扱いを委託してはならないことを委託契約中に定めること

（6）委託先が加盟店から取り扱いを委託されたカード番号等につき、滅失、毀損または漏洩等しまたはそのおそれが生じた場合、本条各項に準じて、当該委託先は直ちに加盟店に対してその旨を報告すると共に、事実関係や発生原因等に関する調査ならびに二次被害および再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を加盟店に報告しなければならない旨を委託契約中に定めること

（7）加盟店が委託先に対し、カード番号等の取り扱いに関し第２８条に定める調査権限と同等の権限を有する旨を委託契約中に定めること

（8）委託先がカード番号等の取り扱いに関する義務違反をした場合には、加盟店は、必要に応じて当該委託先との委託契約を解除できる旨を委託契約中に定めること

第２７条（加盟店情報交換センターへの登録、共同利用の同意）

１．加盟店および加盟店の代表者（以下、これらを総称して「加盟店等」という。）は、当社が、加盟店審査ならびに加盟店契約締結後の加盟店調査、加盟店に対する措置および取引継続にかかる審査等の目的のため、本条第４項に定める加盟店情報交換センター（以下「JDM センター」という）に登録されている加盟店等に関する情報を利用することに同意する。

２．加盟店等は、当社が、本条第４項に定める情報を JDM センターに報告し、当該情報が JDM センターに登録されることに同意する。

３．加盟店等は、JDM センターに登録されている本条第４項に定める情報について、JDM センターの加盟会員(以下「JDM 会員」という)が、本条第４項の目的のため、それらの情報を共同利用することに同意する。

４．ＪDMセンターおよび共同利用について以下のとおりとする。

（１）運営責任者

名　　称：一般社団法人日本クレジット協会　加盟店情報交換センター（JDM センター）

代表理事：坂口　利彦

住　　所：東京都中央区日本橋小網町 14-1 住生日本橋小網町ビル６階

電話番号：０３－５６４３－００１１（代表）

（２）共同利用の目的

割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店による利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為および当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む。）に関する情報および利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報ならびにクレジットカード番号等の適切な管理およびクレジットカード番号等の不正な利用の防止（以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という。）に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報およびクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、当社がＪDMセンターに報告することおよびＪDM会員に提供され共同利用することにより、ＪDM会員の加盟店契約時または途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的とする。

（３）共同利用する情報の内容

①個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等にかかる苦情処理のために必要な調査の事実および事由

②個別信用購入あっせんにかかる業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として個別信用購入あっせんにかかる契約を解除した事実および事由

③クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実および事由

④クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、または適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置（クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。）の事実および事由

⑤利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの（該当すると疑われるまたは該当するかどうか判断できないものを含む。）にかかる、ＪＤM会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報

⑥利用者等（契約済みのものに限らない）からＪＤM会員に申出のあった内容および当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報（当該行為と疑われる情報および当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む。）

⑦加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報

⑧行政機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等について違反又は違反するおそれがあるとして、公表された情報等）について、JDM センターが収集した情報

⑨上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報

⑩前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日（法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日)。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名及び生年月日（法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日）を除く。

（４）保有される期間

本項第３号の情報は、登録日（前号③および⑦にあっては、当該情報に対応する前号④の措置の完了または契約解除の登録日）から５年を超えない期間保有されるものとする。

（５）加盟店情報を共同利用する共同利用者の範囲

一般社団法人日本クレジット協会会員であり、かつ、ＪＤM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者およびＪＤMセンター

※ＪＤM会員は、一般社団法人日本クレジット協会のホームページに掲載

ホームページ http://www.j-credit.or.jp/

（６）制度に関するお問合わせ先および開示の手続き

加盟店情報交換制度に関する問合わせおよび開示の手続きについては、本項第１号のＪＤMセンターまで申出るものとする。

第２８条（当社による調査等）

１．当社は、以下の各号のいずれかの事由があるときには、自らまたは当社が適当と認めて選定した者により、加盟店に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができ、加盟店はその調査に応ずるものとする。

（１）加盟店においてカード番号等が滅失、毀損または漏洩等しまたはそのおそれが生じたとき

（２）加盟店が行った通信販売について不正利用が行われまたはそのおそれがあるとき

（３）加盟店が本契約のいずれかに違反しているおそれがあるとき

（４）前各号に掲げる場合のほか、加盟店の通信販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、当社が割賦販売法に基づき加盟店に対する調査を実施する必要があると認めたとき

２．前項の調査は、その必要に応じて以下の各号の方法によって行うことができるものとする。

（１）必要な事項の文書または口頭による報告を加盟店より受ける方法

（２）カード番号等の適切な管理または不正利用の防止のための措置に関する加盟店の書類その他の物件の提出または提示を加盟店より受ける方法

（３）加盟店もしくは第２６条第１０項に定めるカード番号等の取り扱いの委託先またはその役員もしくは従業者に対して質問し説明を受ける方法

（４）加盟店または第２６条第１０項に定めるカード番号等の取り扱いの委託先においてカード番号等の取り扱いにかかる業務を行う施設または設備に立ち入り、カード番号等の取り扱いにかかる業務について調査する方法

３．前項第４号の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他カード番号等をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、または解析等を内容とする調査（デジタルフォレンジック調査）が含まれるものとする。

４．当社は、本条第１項または第２項の調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行ったことによって新たに発生したものを加盟店に対して請求することができる。ただし、本条第１項第１号に基づく調査については、加盟店が第２６条第６項第１号および同項第２号に定める調査ならびに同条第８項第１号および同項第２号に定める報告にかかる義務を遵守している場合、本条第１項第２号に基づく調査については、加盟店が第１１条第３項に定める調査および第４項に定める報告にかかる義務を遵守している場合にはこの限りでない。

第２９条（是正改善計画の策定と実施）

１．以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、加盟店に対し、期間を定めて当該事案の是正および改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、加盟店はこれに応ずるものとする。

（１）加盟店が第２６条第３項、第５項もしくは第１０項の義務を履行せず、または委託先が同条第１０項第２号もしくは第３号に課せられた義務に違反し、またはそれらのおそれがあるとき。

（２）加盟店または第２６条第１０項に定めるカード番号等の取り扱いの委託先の保有するカード番号等が漏洩等し、またはそのおそれがある場合であって、第２６条第６項第３号の義務を相当期間内に履行しないとき。

（３）第７条第２項に違反しまたはそのおそれがあるとき。

（４）加盟店が行った通信販売について不正利用が行われた場合であって、第１１条第３項または第４項の義務を相当期間内に履行しないとき。

（５）前各号に掲げる場合のほか、加盟店の通信販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、当社に対し、加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき。

２．当社は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、加盟店が当該計画を策定もしくは実施せず、またはその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正もしくは改善のために十分ではないと認めるときには、加盟店と協議の上、是正および改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含む。）を提示し、その実施を求めることができ、加盟店は自己の負担のもとこれに応ずるものとする。

第３０条（届出事項）

１.加盟店は、当社に対して届け出ている第２条第２項の事項に変更が生じた場合には、速やかに当社所定の書面または記録媒体をもって、当社に対して届け出なければならない。

なお、加盟店が新たに法人番号の指定を受けた場合における当該指定を受けた法人番号も同様とする。

２.加盟店が前項の届出を怠ったことにより、当社からの加盟店に対する通知または送付書類その他のものが延着もしくは到着しなかった場合、当社は通常到達すべきときに到着したものとみなす。

３．加盟店は、第７条または第２６条第４項の具体的方法または態様を変更しようとする場合には、あらかじめ当社と協議し、当社の承諾を得なければならない。

４．当社は、加盟店に対し、第２条第２項および本条第１項に関する事項ならびに当社が必要と判断した事項につき定期的に報告を求めることができる。

第３１条（契約期間）

本契約の有効期間は、締結の日より１年間とする。ただし、期間満了の３ヶ月前までに加盟店または当社のいずれからも書面による解約の意思表示がない場合には、本契約は期間満了の日の翌日からさらに１年間延長するものとし、以後も同様とする。

第３２条（解約）

加盟店または当社は、書面により３ヶ月以上の予告期間をもって相手方に通知することにより、本契約を解約することができるものとする。

第３３条（解除）

１．加盟店および当社は、相手方が以下の各号のいずれかに該当するに至ったときは、何らの

通知催告を要することなく本契約の一部または全部を直ちに解除することができるものとし、これにより損害が生じたときは、相手方にその賠償を請求することができる。

（１）本契約に違反し、是正が見込めないとき

（２）営業に免許もしくは登録を要する場合に、監督官庁からこれらの取り消し処分を受けたとき

（３）自ら振出しまたは裏書した手形、小切手が不渡りとなったとき

（４）強制執行、競売の申立て、保全処分または滞納処分等を受けたとき

（５）破産手続、民事再生手続または会社更生手続開始の申立てを受け、または自ら行ったとき

（６）前三号のほか信用状態に重大な変化が生じたと判断されたとき

（７）合併によらず解散したとき

２．当社は、加盟店が以下の各号のいずれかに該当するに至ったときは、何らの通知催告を要することなく本契約の一部または全部を直ちに解除することができるものとし、これにより損害が生じたときは、加盟店にその賠償を請求することができる。

（１）第２条第２項に基づく届け出にあたり、虚偽の申請をしたとき

（２）他社との取引を含め、通信販売に係る制度を悪用していることが判明したとき

（３）法令もしくは公序良俗に違反するなど監督官庁から改善指導・行政処分等を受けるまたは受け

るおそれのある行為をしたとき
（４）通信販売にかかる商品等もしくは販売方法等、会員からの苦情等その他の事由により、通信販売にかかる当事者として不適当であると当社が判断したとき
（５）第７条もしくは第２６条各項に違反したとき、または第７条もしくは第２６条に定める措置を怠ったことにより事故が発生したとき
（６）第２８条、第２９条または第３０条のいずれかの規定に違反し、相当期間定めた催告によってもなおその義務を履行しないとき
（７）カード等による通信販売が１年以上ないとき
３．当社は、加盟店が本条第１項各号または第２項各号のいずれかに該当するに至ったとき、または該当するおそれがあると当社が認めたときは、何らの通知催告を要することなく、立替金の一部または全部の支払いを留保できるものとし、この場合、当社は法定利息その他遅延損害金の支払義務を負わないものとする。
４．当社は、加盟店が本条第１項各号または第２項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当社が加盟店に対して負担する一切の債務と加盟店が当社に対して負担する一切の債務を何らの通知催告を要することなく、当然に対当額で相殺できるものとする。

第３４条（契約終了後の処理）
１．本契約が終了したときは、加盟店は、直ちにカード取扱店に掲示している当社所定の加盟店標識を取りはずすとともに、当社から交付されている当社所定の売上票その他の書類を当社に返却するものとする。
２．加盟店および当社は、本契約の終了後は、個別の承諾を得ることなく相手方の商標、名称等を使用してはならない。
３．第３１条または第３２条により本契約が終了した場合、契約終了日までに行われた通信販売は有効に存続するものとし、加盟店および当社は、当該通信販売を本契約に従い取り扱うものとする。ただし、加盟店および当社が別途合意した場合は、この限りではない。

第３５条（損害賠償）
本契約に基づく業務を行うにあたり加盟店または当社が故意または過失により相手方に損害を与えた場合は、相手方に生じた損害（逸失利益、機会損失を除く）を賠償するものとする。なお、加盟店が故意または過失により乙に損害を与えた場合は、国際ブランドの規則等により当社が負担することとなった罰金・違約金（名称の如何を問わないものとする）等を損害に含むものとする。

第３６条（反社会的勢力の排除）
１．加盟店および当社は、自己および自己の親会社、子会社等の関連会社、ならびにそれらの役員、従業員等（以下「自己関係者」という）が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
（１）暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）

（２）暴力団員（暴力団の構成員）および暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者

（３）暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者）

（４）暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業）

（５）総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）

（６）社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）

（７）特殊知能暴力集団等（本項第１号から第６号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人）

（８）本項第１号から第７号に掲げるもの（以下「暴力団員等」という）の共生者（暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者（暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等であることを知って資金等を提供し、または便宜を供与する等の関係を有する者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者））

（９）その他本項第１号から第８号に準ずる者

２．加盟店および当社は、自己関係者が自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとする。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

（４）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

（５）その他前各号に準ずる行為

３．加盟店および当社は、自己関係者が第１項もしくは第２項の規定に違反する事実が判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとする。

４．当社は、加盟店の自己関係者が第１項もしくは第２項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づく通信販売を一時的に停止することができるものとする。本契約に基づく通信販売を一時停止した場合には、加盟店は、当社が通信販売の再開を認めるまでの間、本契約に基づく通信販売を行うことができないものとする。また、当社は、加盟店の自己関係者が第１項もしくは第２項の規定に違反している疑いがあると認めた場合、何らの通知催告を要することなく、立替金の支払いを留保できるものとし、この場合、当社は法定利息その他遅延損害金の支払義務を負わないものとする。

５．加盟店および当社は、相手方の自己関係者が第１項もしくは第２項のいずれかに該当した場合、第１項もしくは第２項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、本契約に基づく通信販売を継続することが不適切であると認めるときには、直ちに本契約を解除できるものとする。この場合、解除された当事者は、当然に期限の利益を失うものとし、相手方に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとする。

６．前項により解除した当事者に損失、損害または費用（以下「損害等」という）が生じた場合には、相手方は、これを賠償する責任を負うものとする。また、前項により、解除された当事者に損害等が生じた場合にも、解除された当事者は、当該損害等について相手方に請求をしないものとする。

７．第５項の規定に基づき本契約を解除した場合でも、相手方に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の関連条項が適用されるものとする。

第３７条（本規約の変更等）

当社は本規約の一部または全部を変更することができるものとする。変更等の手続きは、当社が加盟店に変更等の事項を通知するものとし、加盟店がその後会員に信用販売を行った場合には、加盟店は変更等を承認したものとする。

第３８条（準拠法）

本契約に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとする。

第３９条（合意管轄裁判所）

加盟店と当社の間に紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第４０条（協議事項）

本契約に定めのない事項ならびに解釈上の疑義が生じたときは、加盟店および当社双方協議のうえ、誠意をもって協議し円満に解決を図るものとする。

WAON POINT 加盟店規約

第１章　総　則

第１条（WAON POINT 加盟店規約等）

１．　WAON POINT 加盟店規約（以下「本規約」という。）は、WAON POINT 加盟店（以下「甲」という。）とイオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「乙」という。）との間の WAON POINT 付与加盟店契約及び WAON POINT 利用加盟店契約（第２条で定義する。以下総称して「本契約」という。）の内容となるものであり、甲及び乙はその旨合意する。ただし、甲及び乙が本規約と異なる内容の合意をすることは妨げられない。

２．　WAON POINT 加盟店になろうとする事業者は、本規約等の内容を承認のうえ、本規約に従って、乙所定の申込書（以下「本申込書」という。）に必要事項を記載して乙に提出することで、本契約の申込みをすることができる。

３．　前項の申込みを乙が承諾したとき、本規約に従って、前項の事業者と乙との間で本契約が成立し、前項の事業者は WAON POINT 加盟店となる。

４．　甲は、本規約及び第１項但書の合意等に従って、WAON POINT 加盟店として事業を行う。

第２条（用語の定義）

本規約において使用する用語の定義は、本規約において別に定義する場合を除き、次のとおりとする。

（1）　「WAON POINT」　WAON POINT 発行者から WAON POINT 会員に付与される電子情報であって、WAON POINT 会員が WAON POINT サービスを受けるために利用等することができるもの

（2）　「WAON POINT サービス」　WAON POINT 発行者が WAON POINT 会員に対して提供する WAON POINT サービス規約で定めるサービス

（3）　「WAON POINT サービス規約」　WAON POINT 会員に適用される約款及びこれに付随する特約の総称

（4）　「WAON POINT 会員」　WAON POINT 対象カード等をお持ちのお客さまのうち WAON POINT 発行者所定の手続きにより WAON POINT 発行者に対して氏名、住所、その他 WAON POINT 発行者所定の事項を届け出ることにより会員登録を行った者（WAON POINT 発行者が指定する所有者情報登録済み WAON カード等及びイオンカード等の保有者を含む）。ただし、WAON POINT サービス規約に基づき会員登録を行うことなく、WAON POINT サービスを利用することができる場合は、本規約の「WAON POINT 会員」は「WAON POINT 対象カード等をお持ちのお客さま」と読み変えるものとする。

（5）　「WAON POINT 対象カード等」　WAON POINT カード等、所有者情報登録済み WAON カード等及びイオンカード等の総称

（6）　「WAON POINT カード等発行者」　WAON POINT 対象カード等を発行・提供する事業者

（7）　「WAON」　イオン株式会社が管理運営する電子マネー

（8）「WAON POINT カード等」　WAON POINT 会員が現金又は WAON POINT 発行者所定の決済方法で WAON POINT 付与対象取引を行った場合に WAON POINT を付与する WAON POINT 発行者所定のカード及び携帯電話アプリケーションソフト、その他 WAON POINT 会員を識別するための番号等の総称
（9）「WAON カード等」　WAON を記録することができるカード及び携帯電話アプリケーションソフト等の総称
（10）「所有者情報登録済み WAON カード等」　WAON カード等のうち WAON カード等の発行者及び WAON POINT 発行者が指定する WAON カード等であって、WAON 発行者所定の方法により所有者情報を登録されたもの
（11）「WAON 加盟店」　WAON カード等の保有者が商品の購入、役務の提供その他の取引において金銭等に換えて WAON により代金等の支払い等ができる事業者
（12）「イオンカード等」　株式会社イオン銀行が発行するクレジットカード及びデビットカード（ただし、WAON POINT サービスの対象カードは WAON POINT 発行者の承諾を得たものとする。）
（13）「WAON POINT 付与加盟店契約」　WAON POINT 付与取引を行うために事業者が締結しなれければならない乙との契約
（14）「WAON POINT 利用加盟店契約」　WAON POINT 利用取引を行うために事業者が締結しなければならない乙との契約
（15）「WAON POINT 利用加盟店」　WAON POINT 利用加盟店契約を乙と締結した事業者
（16）「WAON POINT 付与加盟店」　WAON POINT 付与加盟店契約を乙と締結した事業者
（17）「WAON POINT 加盟店」　WAON POINT 利用加盟店又は WAON POINT 付与加盟店に該当する事業者
（18）「WAON POINT マーク」　WAON POINT カード等、WAON POINT 加盟店その他 WAON POINT サービスに係るものに使用される商標
（19）「WAON POINT 取扱店」　本契約に基づき、甲が指定し、乙が承認した WAON POINT 取引を行う甲の店舗又は施設（なお、WAON POINT 加盟店との間で WAON POINT 加盟店所定の出店契約を締結して WAON POINT 加盟店の店舗又は施設に出店しているものであって、WAON POINT の利用に同意したものも含む。）
（20）「WAON POINT システム」　WAON POINT 取扱店に設置される WAON POINT 利用取引又は WAON POINT 付与取引を行う際に必要となる電子情報を処理するためのソフトウェアであり、①基本ソフトウェア、②追加ソフトウェアから構成されるもの。
（21）「WAON POINT 利用取引」　WAON POINT 会員が金銭等に換えて WAON POINT により WAON POINT 利用加盟店に対する代金等の支払い等ができる WAON POINT 会員と WAON POINT 利用加盟店との間の取引
（22）「WAON POINT 付与取引」　WAON POINT サービス規約に従って WAON POINT が WAON POINT 会員に付与される WAON POINT 会員と WAON POINT 付与加盟店との間の取引
（23）「WAON POINT 取引」　WAON POINT 利用取引又は WAON POINT 付与取引に該当する取引の総称
（24）「WAON POINT 利用取引金額」　1 回の WAON POINT 利用取引によって消費された WAON

POINT 会員の WAON POINT を現金に換算した金額（原則 1 ポイント＝1 円で換算されるものとする。）
（25） 「WAON POINT ブランドオーナー」　WAON POINT に係る知的財産権を管理するイオン株式会社
（26） 「ボーナスポイント」　特定の商品又は特定の期間における WAON POINT 付与取引に関し通常の WAON POINT に加えて付与される WAON POINT 及び来店ポイント等の WAON POINT 付与取引によらずに付与する WAON POINT

第 3 条（WAON POINT 付与加盟店契約）
１．　WAON POINT 付与加盟店契約の締結を希望する事業者は、本申込書の「ポイント付与」又は「ポイント付与、利用」の欄にチェック（「☑」を指す。以下同じ。）を入れることにより、乙に対し、WAON POINT 付与加盟店契約の申込みをしなければならない。ただし、いずれにもチェックがない場合は、「WAON POINT 付与加盟店契約のみ締結を希望する。」にチェックしたものとみなし、いずれにもチェックがあった場合は「WAON POINT 付与加盟店契約及び WAON POINT 利用加盟店契約の締結を希望する。」にチェックしたものとみなし、この場合は次条第 1 項の申込みがあったものとみなす。
２．　前項の事業者は、本規約（WAON POINT 付与加盟店契約のみを申込む事業者については第 2 章の規定を除く。以下同じ。）及び WAON POINT サービス規約その他 WAON POINT サービス関する約款等の内容等を理解し承認した上で、前項の申込みをするものとする。
３．　乙が、第 1 項の申込みを承諾した場合は、甲乙間に WAON POINT 付与加盟店契約が成立し、同項の事業者は、WAON POINT 付与加盟店となり、本規約に従って、第 6 条に基づき届け出た WAON POINT 取扱店において WAON POINT 付与取引を行うことができる。
４．　WAON POINT 付与加盟店契約の内容は本規約に定めるとおりとする。

第 4 条（WAON POINT 利用加盟店契約）
１．　WAON POINT 利用加盟店契約の締結を希望する事業者は、本申込書「ポイント付与、利用」の欄にチェックを入れることにより、乙に対し、WAON POINT 付与加盟店契約の申込みをしなければならない（前条第 1 項で WAON POINT 付与加盟店契約のみを締結した後、甲及び乙が別途 WAON POINT 利用加盟店契約の締結することを妨げる趣旨ではない。）。ただし、以下の各号のいずれかに該当する事業者に限り申込みをすることができるものとし、これに該当しない事業者の申込みは無効とする。
① 本項の申込みと共に前条第 1 項の申込みを行った事業者
② WAON POINT 付与加盟店契約を締結している事業者
③ 乙が本項の申込みすることを許可（第 3 項の承諾とは異なる）した事業者
２．　前項の事業者は、本規約（第 3 章の規定を除く。）及び WAON POINT サービス規約その他 WAON POINT サービス関する約款等の内容等を理解し承認した上で、前項の申込みをするものとする。
３．　乙が、第 1 項の申込みを承諾した場合は、甲乙間に WAON POINT 利用加盟店契約が成立し、同

項の事業者は、WAON POINT 利用加盟店となり、本規約に従って、第 6 条に基づき届け出た WAON POINT 取扱店において WAON POINT 利用取引を行うことができる。
４．　WAON POINT 利用加盟店契約の内容は本規約（第 3 章の規定を除く。）に定めるとおりとする。

第 5 条（問い合わせ等）
甲は、本規約に別段の定めがある場合を除き、WAON POINT サービス、WAON POINT 付与対象取引及び WAON POINT 利用取引に関する問い合わせは、乙に対して行うものとする。

第 6 条（WAON POINT 取扱店）
１．　甲は、WAON POINT 取扱店として指定する店舗又は施設を、乙所定の書面又は電子記録媒体をもって乙に届け出をして、乙から事前承認を得なければならない。また、WAON POINT 取扱店の追加又は取消しについても同様とする。なお、甲は、乙が認めたときは、店舗又は施設単位でこの届け出をすることができる。
２．　甲は、WAON POINT 会員が WAON POINT 取扱店であることを容易に認識できるように、WAON POINT マークを WAON POINT 取扱店に掲示するものとする。
３．　甲は、自らが届け出た WAON POINT 取扱店の WAON POINT 取引等に関して、本契約に従って乙及び WAON POINT 会員に対する責任を負うものとする。

第 7 条（WAON POINT システムの対応）
１．　甲は、その費用と責任において乙の指定に基づき、WAON POINT 会員が WAON POINT サービスを利用するために必要な措置（ネットワークの構築、POS レジ及び CCT への WAON POINT システムの導入等）をとらなければならないものとする。
２．　乙は、甲から WAON POINT システム利用の申込みがあった場合、甲に対して、WAON POINT システムの利用を有償で許可する。ただし、乙が、利用の必要性を認めない場合又は甲の WAON POINT システムに対する管理体制が万全ではないと判断した場合は、この限りではない。
３．　乙が甲に対して WAON POINT システムを利用するための端末を貸与する場合においては（以下、乙から甲に貸与された端末を「WAON POINT システム端末」という。）、甲は WAON POINT システム端末 1 台につき、本申込書で定める金額を 1 ヶ月の端末賃料として乙に支払うものとする。
４．　端末賃料の甲から乙への支払は、当月 1 日から当月末日までを 1 ヶ月とし、甲は、当月分を翌月末日（金融機関休業日の場合は、前営業日）までに乙が指定する金融機関口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、振込にかかる手数料は甲の負担とする。また、端末賃料の算定期間が 1 ヶ月に満たない場合は、日割りにて端末賃料を算出するものとする。
５．　甲は、乙が甲に貸与する WAON POINT 端末台数を別途、乙宛に提出するものとする。なお、甲が WAON POINT 端末の増設又は撤去による貸与台数の変更を希望する場合には別途、変更届を乙宛に提出するものとする。
６．　甲は、WAON POINT 端末の設置日を含む月の翌月から 60 ヶ月の間、第 2 項に定める WAON POINT 利用料を支払うものとし、WAON POINT 端末の設置日を含む月および WAON POINT 端末の設置日の翌月から 61 ヶ月目以降の WAON POINT 利用料は無償とする。

７．　前各項に定めるもののほか、第１項から第４項に基づき甲が利用する WAON POINT システムの利用料及び WAON POINT システム導入等に係る費用等の負担等については、甲乙それぞれの故意または重大な過失により生じたもの費用等を除き甲乙で協議して定めるものとする。
８．　乙は、甲に対して、本契約が終了した場合、WAON POINT システムのメンテナンスが必要な場合、甲が本契約に違反した場合その他乙が必要であると判断した場合に、WAON POINT システム端末の返還、 WAON POINT システムの利用停止、その他乙が必要と考える措置を求めることができ、甲はこの求めに誠実に応じなければならない。
９．　本契約に基づき甲に付与された権限を除き、WAON POINT システム及び WAON POINT システム端末の所有権、著作権及び特許権等の知的財産権並びにその他 WAON POINT システムに関する一切の権利は乙その他第三者に帰属し、甲には帰属しない。
１０．甲が前項に規定される乙その他第三者の権利を侵害した場合、甲は、当該権利者に生じた損害を賠償しなければならない。
１１．甲は、WAON POINT システム及び WAON POINT システム端末の維持管理について善管注意義務を負う。
１２．WAON POINT システム及び WAON POINT システム端末が障害等により使用することができなくなった場合は、直ちに乙に連絡し、乙から別途指示があればそれに従うものとする。
１３．WAON POINT システム及び WAON POINT システム端末が利用又は使用することができなくなった場合、甲はその責任と費用をもって修繕及び復旧等をするものとする。
１４．甲は、WAON POINT システム及び WAON POINT システム端末を、WAON POINT 取引及びこれに付随するサービスを実行する目的で使用しなければならず、乙の事前承諾を得ずこれら以外の目的ための使用、譲渡、消去、リバースエンジニアリング等の解析行為、他のポイントの利用等を可能にする改変行為、更新（バージョンアップを含む。）及びその他本規約等で定められた使用方法以外の方法での使用をしてはならない。

第８条（甲の義務等）
１．　甲は、法令、政令、規則その他行政官庁によるガイドライン等並びに WAON POINT サービス規約及び本契約を遵守し、善良な管理者の注意をもって誠実に本契約で定める業務を行う。
２．　甲は、WAON POINT サービスの普及向上のために、乙、WAON POINT 発行者及びそれらの提携先等が、予め甲の承諾を得ることなく印刷物及び電子媒体等に、甲の名称及び所在地を記載することを、異議なく承諾するものとする。
３．　甲は、WAON POINT サービスに関する情報、WAON POINT マーク等を本契約に定める以外の用途に使用してはならないものとし、またこれらを第三者に使用させてはならないものとする。
４．　甲は、WAON POINT ブランドオーナーが、甲が WAON POINT サービスを提供するために必要な範囲内において、WAON POINT にかかる知的財産（以下、「WAON POINT ブランド」という。）を利用することを許諾するものであることを確認する。
５．　甲は、WAON POINT ブランドオーナーの承諾がない限り、第三者に対し、WAON POINT ブランドの利用を許諾してはならないものとする。
６．　甲は、本契約の定めに違反して WAON POINT ブランドを利用してはならないものとする。

７．　甲は、本契約に定める業務を遂行するにあたり、WAON POINT ブランドに対する信頼を損なわないよう留意しなければならないものとする。
８．　甲による業務の遂行に関して第三者の知的財産権等その他の権利を侵害し、または侵害している可能性があるとして WAON POINT ブランドオーナーと第三者との間で問い合わせ、苦情、紛争等が発生したときは、甲は、訴訟費用を含む全ての費用を負担して責任をもって当該紛争等を処理、解決するものとし、WAON POINT ブランドオーナーを免責せしめるものとする。ただし、WAON POINT ブランドオーナーの責に帰すべき事由に起因する場合は、この限りではない。
９．　甲は、乙に事前に通知した場合を除き、本契約で定める業務の一部又は全部を第三者に委託できないものとする。甲は、本契約で定める業務の一部又は全部を第三者に委託する場合は、当該委託先をして本契約を遵守させるものとし、当該委託先による本契約の違反行為は甲の違反行為とみなし、これによって生じた乙及び WAON POINT 会員に生じた損害を賠償する責任を負う。
１０．甲は、本契約その他本契約に関連又は付随する規約に定められている自己の義務等を、自己の従業員及び前項に基づき業務の一部又は全部を委託する場合はその委託先の従業員に遵守させるものとする。

第９条（届出事項等）
１．　甲は、第６条に基づき乙に届け出た商号・代表者・所在地・WAON POINT 取扱店等に変更が生じた場合は、直ちに乙へ届け出るものとする。
２．　前項の届出がないために、乙からの通知又は送付書類等が延着し又は到着しなかった場合には、通常到着すべき時に甲に到着したものとみなすものとし、延着又は未到着によって甲に生じた損害について、乙は一切の責任を負わないものとする。

第１０条（地位の譲渡等）
１．　甲は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとする。
２．　甲は、乙に対する債権を第三者に譲渡及び質入れその他の担保設定等の処分をしてはならないものとする。

第１１条（情報の開示）
甲は、乙、WAON POINT カード等発行者又は WAON POINT ブランドオーナーが、公的機関等から法令等に基づく開示要求を受けた場合は、第６条第１項又は第９条第１項に基づく届出事項その他 WAON POINT サービスに関する情報を公的機関等に開示する場合があることを予め承諾するものとする。

第１２条（守秘義務）
１．　甲乙は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、本契約履行に際して知り得た相手方の営業上又は技術上の一切の情報（WAON POINT 会員に関する情報及び WAON POINT の営業上又は技術上の機密を含むがこれらに限られない。以下、本条において「機密情報」という）を機密として保持し、本契約の履行以外の目的に使用し又は第三者に開示し又は漏洩してはならないものとする。

① 適用法令もしくは行政官庁の命令・指示あるいは証券取引所の諸規則に基づき開示が必要とされる場合
② 乙又は乙が相手方並びに、WAON POINT カード等発行者及び WAON POINT ブランドオーナーに対して機密情報を開示する場合
２．　前項の規定にかかわらず、機密情報が以下の各号のいずれかに該当する場合、甲及び乙は本条に定める機密保持義務を負わないものとする。
① 本契約締結時点において既に公知となっていた情報
② 本契約締結後に、自己の義務違反によらずして公知となった情報
③ 本契約締結後に、自己が機密情報に基づかず独自に取得した情報
④ 本契約締結後に正当な権限を有する第三者から、自己が機密保持義務を負うことなく入手した情報
３．　甲は、第 8 条の規定に基づき業務の一部又は全部を第三者に委託をする場合、本条に定める機密保持義務を当該委託先に周知し、かつ必要な管理を行うものとする。
４．　本条の規定は、本契約終了後も効力を有するものとする。

第１３条　（個人情報の守秘義務）
１．　甲は、本契約の履行上知り得た WAON POINT 会員の個人に関する一切の情報及び WAON POINT カード等に関する一切の情報（以下「個人情報等」といい記録・保存媒体を問わない）を秘密として保持し、第三者に提供・開示・漏洩せず、本規約に定める業務の遂行以外の目的に利用しないものとする。
２．　甲が前項の規定に違反して、個人情報等の紛失、漏洩等が発生し、又は発生するおそれが生じたときは、甲は直ちに乙に報告するとともに、その費用と責任をもって二次被害及びその他の被害の拡大を防止するための適切な措置を講じるものとする。
３．　甲は、個人情報等を滅失・毀損・漏洩等することがないよう個人情報保護に関する法律並びに同法律の関係法令及びガイドラインを遵守し、これらに定められる必要な措置を講じるものとする。
４．　甲は、個人情報等をその責任において万全に保管し、本契約が終了した場合は、乙の指示に従い、直ちに返却又は廃棄するものとする。ただし、法令・社内規則等により、甲が当該個人情報等を一定期間保存する必要がある場合は、乙と協議のうえ、その取扱いについて決定する。
５．　甲は、第 8 条の規定に基づき、個人情報等が関係する業務の一部又は全部を第三者に委託する場合には、乙に事前に連絡したうえで、委託先が個人情報保護に関する法律並びに同法律の関係法令及びガイドラインが定める個人データの安全措置を講じている委託先を選定し、当該委託先で個人情報等の安全措置が図られるよう、当該委託先を必要かつ適切に監督しなければならない。
６．　前項の場合、甲は、委託先との間で、本契約で定める個人情報に関する自己の義務と同等の義務を委託先に課し、委託先に遵守させるものとする。
７．　本条の規定は、本契約終了後においてもその効力を有するものとする。

第１４条（禁止事項）
１．　甲は、次の各号に定める行為を行ってはならない。
① 法令の定めに違反する行為又はその恐れのある行為

② 公序良俗に反する行為
③ 消費者の判断に誤解を与える恐れのある行為
④ 乙又は第三者の財産権（著作権及び肖像権その他知的財産権を含む)、名誉、プライバシー権等一切の権利を侵害する行為又はその恐れのある行為
⑤ WAON POINT サービスに関する業務の運営、維持を妨げる行為
⑥ 故意に虚偽のデータを送信する行為
⑦ 他の WAON POINT 加盟店の業務の運営、維持を妨げる行為
⑧ 乙が別途禁止行為として指定した行為
２．　甲は、WAON POINT 会員が甲に WAON POINT 取引をすることを申し出た場合、当該 WAON POINT 会員に対して、WAON POINT 取引に応じない又は WAON POINT 取引でない取引と比べて不利な取引条件を適用する等その他 WAON POINT 取引をしない顧客に比べて不利な取扱いをしてはならないものとする。
３．　甲は、本契約及び WAON POINT サービス規約等で定める WAON POINT サービス及び WAON POINT 取引の目的及び内容を理解し、当該目的等に反する行為を行ってはならない。

第１５条（本契約の変更等）
乙は、本契約の一部又は全部を変更することにより本契約の内容を変更することができる。変更の内容は、乙が甲に対して事前に通知するものとし、本契約の変更の後、甲が本契約で定める業務を行った場合には、甲は本契約及び本契約の変更を承認したものとみなす。

第１６条（有効期間）
本契約の有効期間は、締結日から１年間とする。ただし、期間満了の３か月前までに甲又は乙のいずれかからも書面による解約の意思表示がない場合には、本契約は期間満了の日の翌日からさらに１年間延長されるものとし、以降も同様とする。
ただし、WAON POINT 付与加盟店契約が終了した場合は、WAON POINT 利用加盟店契約も終了するものとする。

第１７条（解約）
１．　甲及び乙は、書面により３か月前迄に相手方に対し予告することにより本契約の全部又は一部（一部解約は WAON POINT 利用加盟店契約を解約する場合に限る。第 18 条及び第 22 条第 4 項の規定による解除による場合も同じ。）を解約することができるものとする。
２．　前項により本契約の全部又は一部が終了した場合でも、乙は甲に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他甲に生じた損害について一切責任を負わない。

第１８条（契約解除）
１．　甲及び乙は、相手方が以下の各号のいずれかに該当するに至った時には、何らの通知催告を要することなく本契約の全部又は一部を直ちに解除できるものとし、これにより損害が生じたときは、相手方にその賠償を請求することができる。

① 自ら振出し又は裏書した手形、小切手が不渡りとなったとき
② 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て、保全処分その他の強制執行又は滞納処分等を受けたとき
③ 破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てを受け、又は自ら行ったとき
④ 前三号のほか、信用状態に重大な変化が生じたと判断されたとき
⑤ 解散（合併による場合を除く）又は営業停止状態となったとき
⑥ いずれかの当事者に本項各号のいずれかに準ずる事由があると、甲又は乙が判断した場合
２．　乙は、甲が以下の各号のいずれかに該当するに至ったときは、何らかの通知催告を要することなく本契約の全部又は一部を直ちに解除することができるものとし、これにより損害が生じたときは、甲にその賠償を請求することができる。
① 甲が本契約の申込みにあたり、虚偽の申請をしたことが判明したとき
② WAON POINT サービスを不当な目的で利用した、不正な WAON POINT 取引をした又は WAON POINT カード等及び WAON POINT を偽造等したとき
③ 第 38 条で定める WAON POINT 付与費用その他本契約に基づく甲の乙に対する支払債務の全部又は一部の履行を遅滞したとき
④ 甲が故意に第 14 条に定める禁止事項を行っていると乙が判断したとき
⑤ 法令もしくは公序良俗に違反するなど監督官庁から改善指導・行政処分等を受ける、又は受けるおそれのある行為をしたとき
⑥ 甲の商品等もしくは販売方法等、WAON POINT 会員からの甲に対する苦情等その他の事由により、WAON POINT サービスにかかる当事者として不適切であると乙が判断したとき
⑦ 連絡が取れなくなったとき
⑧ 本契約に違反したとき
⑨ 前項各号及び本項各号のいずれかに準ずる事由があると、乙が判断した場合
３．　甲に第 1 項に掲げる事由の一つが発生した場合、本契約に基づく甲の乙に対する債務は当然に期限の利益を失い、甲は全ての債務を直ちに弁済しなければならない。

第１９条（契約終了における甲の義務等）
１．　第 16 条の更新拒絶の意思表示、第 17 条の解約の予告又は第 18 条及び第 22 条の解除の通知がなされた場合、甲は、速やかに WAON POINT 会員に対して、別途乙が定める内容及び方法により、解約に伴う WAON POINT サービスの終了等の告知を速やかに実施し、本契約が終了するまでこれを継続するものとする。
２．　前 3 条及び第 22 条第 4 項の規定により本契約が終了したときは、甲は、直ちに WAON POINT 取扱店に設置した WAON POINT マークを取りはずすとともに、WAON POINT 会員に対して、別途乙が定める内容及び方法により WAON POINT サービス終了等の告知を速やかに実施し、本契約終了後３か月が経過する日まで継続する。
３．　WAON POINT 取引に関する乙と甲との間の債権債務の精算は、本契約終了後も本契約に従って行われるものとし、本契約に従って精算することができない場合は、別途乙が指定する方法で精算を行う。

４．　甲は、理由の如何を問わず本契約が終了した場合、乙が書面で特に承諾した場合を除き、直ちに、乙が甲に交付したWAON POINTサービスに関するデータ、資料、書面その他一切の情報を、乙の指示に従い返却又は廃棄する。
５．　甲及び乙は、本終了後も、WAON POINT会員からのクレーム等の問題が生じないよう相互に協力し最善の措置を講じる。
６．　本条で定める契約終了後の措置に関して発生する費用は甲の負担とする。

第２０条（商標権等）
１．　WAON POINTマークに関する商標権、著作権その他知的財産権はイオン株式会社に帰属し、甲は、WAON POINTマークの無断使用、複製及び加工並びにこれらの権利を侵害し又は侵害しうる行為をしてはならない。
２．　甲は、WAON POINTマークの取り扱いについて、乙の指示に従うものとする。

第２１条（損害賠償）
本契約に基づく業務を行うにあたり、甲又は乙が故意又は過失により相手方に損害を与えた場合は、その損害（逸失利益、機会損失及び間接損害は除く）を賠償するものとする。

第２２条（反社会的勢力との関係による解除等）
１．　甲は、以下の各号に定める事項を表明し、現在かつ将来にわたって保証するものとする。
① 甲並びに甲の親会社、子会社及び関連会社（以下「甲等」という。）並びに甲等の役員及び重要な地位の使用人又はこれらに準ずる顧問等（以下「役員等」という）が反社会的勢力（平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいう。以下同じ）でないこと、また反社会的勢力でなかったこと
② 甲等及び甲等の役員等が、甲等の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと
③ 甲等及び甲等の役員等が反社会的勢力に対して資金を提供するなど、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
④ 甲等及び甲等の役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
⑤ 甲等及び甲等の役員等が自ら又は第三者を利用して、乙に対して、暴力的な行為、法的な責任の範囲を超えて不当な要求行為、脅迫行為をしないこと
⑥ 甲等及び甲等の役員等が自ら又は第三者を利用して、乙に関する風説を流布する行為、乙若しくは乙の名誉又は信用を毀損する行為、乙の業務を妨害する行為をしないこと
⑦ その他前号に準ずる行為しないこと
⑧ 本契約に関する業務の全部又は一部を反社会的勢力に該当する者に行わせないこと
２．　甲は、甲等又は甲等の役員に前項各号に違反する事実が判明した場合には、乙に直ちに通知するものとする。
３．　乙は、甲等に第１項各号に違反する事実が具体的に疑われる場合、当該事項に関する報告を求めることができるものとし、甲は報告を求められた場合、合理的な期間内に当該事項に関する報告を行う

ものとする。この場合、乙は、何らの通知催告を要することなく、本契約に基づく甲への支払いを留保できるものとし、乙は法定利息その他遅延損害金の支払義務を負わないものとする。
４．　乙は、甲が本条の規定に違反した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、乙は、本契約を解除するか否かにかかわらず、本契約に基づく甲への支払いを拒絶することができるものとする。
５．　前項に限らず解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。なお、乙は、前項の規定により本契約を解除したことにより甲に生じた損害については、一切賠償する責任を負わないものとする。

第２３条（準拠法）
本契約に関する準拠法は全て日本国法が適用されるものとする。

第２４条（合意管轄裁判所）
甲及び乙の間に訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第２５条（協議事項）
本契約に関し解釈上の疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が双方協議のうえ、誠意をもって対処するものとする。

第２章　WAON POINT 利用加盟店

第２６条（WAON POINT 利用取引の開始日）
甲（本章において甲とは「WAON POINT 利用加盟店」のことをいう。）は、乙との間で WAON POINT 利用加盟店契約が成立することにより、乙が別途定める日を開始日として、本規約に従って WAON POINT 利用取引ができ、次条に定める対象取引に関して WAON POINT 会員が WAON POINT サービス規約に基づき WAON POINT の利用を申し出たときは、次条以下の定めに従い、これに応じるものとする。ただし、WAON POINT と甲の商品又は役務との交換の委託は、2023 年 9 月 30 日までとする。

第２７条（WAON POINT 利用取引）
１．　甲は、WAON POINT 会員に対して、自己の商品等の提供をする又はした場合（以下「対象取引」という。）、WAON POINT 会員から WAON POINT カード等の提示を受け、対象取引の代金を WAON POINT により支払う旨の申し出があった場合、WAON POINT サービス規約及び本契約の定めに従い、正当かつ適法に WAON POINT 利用取引を行うものとする。ただし、対象取引が第 29 条第 1 項に規定される取引である場合はこの限りではない。
２．　前項の申し出があった場合（前項ただし書の場合を除く。）、甲は、商品等の代金（税金、送料等を含み、以下「取引代金」という）に関する電子情報（以下「WAON POINT 利用取引情報」という）を、WAON POINT システムにアクセスできる機器により、乙の指定する情報処理センターに送信しなければならない。乙の指定する情報処理センターが WAON POINT 利用取引情報を受信し、正常に処理

がされたときに、WAON POINT 利用取引によって支払われる取引代金の金額が確定するものとし、WAON POINT 会員の保有する WAON POINT は、１円につき１ポイントの割合で取引代金に充当され消滅し、消滅した WAON POINT に応じて WAON POINT 会員の甲に対する取引代金支払債務が消滅するものとする。
３．　WAON POINT の残高不足等により前項で取引代金債務が全て消滅しなかった場合は、甲は、自己の責任において、残存する取引代金を WAON POINT 会員から回収しなければならず、乙は、回収できなかった場合に生じる甲の損害等について一切責任を負わない。
４．　甲は、WAON POINT 利用取引にあたっては、WAON POINT 会員に対し、当該 WAON POINT 利用取引の取引代金及び取引後の WAON POINT の残高をレシート表記等により明示するものとする。
５．　甲は、WAON POINT 会員の WAON POINT を換金してはならない。
６．　甲は、WAON POINT 利用取引を行った場合、WAON POINT 会員に対し、直ちに商品等の引渡し又は提供を行うものとする。ただし、直ちに商品等の引渡し又は提供を行うことができない場合は、WAON POINT 会員に書面をもって引渡し時期等を明示するものとする。
７．　甲は、第１項の定めに関わらず、以下の取引に対して、WAON POINT 利用取引を用いてはならない。
① 売掛金の精算（現に行う取引の代金の支払を除く）
② 分割決済
③ 公序良俗に反するおそれのある取引

第２８条（WAON POINT 利用取引の円滑な実施）
１．　甲は、前条、次条及び第 30 条に定める場合を除き、正当な理由なく WAON POINT 利用取引を拒絶してはならない。
２．　甲は、WAON POINT 利用取引により販売又は提供した商品等に関する一切の責任を負担するものとし、WAON POINT 会員から苦情、相談を受けた場合、甲と WAON POINT 会員の間において紛議が生じた場合には、誠実な対応をもって適切かつ迅速にその解決にあたるものとする。
３．　甲は、乙から依頼があった場合、WAON POINT 会員との WAON POINT 利用取引の状況等の調査に誠実に協力するものとし、かかる調査に要した費用負担については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

第２９条（WAON POINT の取扱禁止等）
１．　甲は、WAON POINT 会員から WAON POINT 利用取引を求められたときであっても、以下の各号のいずれかに該当する場合は、WAON POINT 利用取引を行ってはならないものとする。
① 有価証券及び金券並びに別途乙が定める商品等に係る取引である場合
② 提示された WAON POINT カード等について乙より無効である旨の通知があった場合
③ WAON POINT 利用取引を行うに際し通常期待される注意義務に照らして明らかに偽造、変造若しくは破損と判断できる WAON POINT カード等を提示された場合、又は WAON POINT 会員が承知していたか否かに拘わらず WAON POINT カード等又は WAON POINT が違法又は不正な方法により取得されたと判断できる場合

④ システムやネットワークの障害時、又はシステムの保守管理に必要な時間その他やむを得ない事由により、乙が WAON POINT 利用取引を行わないものと甲に通知した場合
２．　前項の場合、甲は、乙が指定する手続に従って提示された WAON POINT カード等の取扱いを行うものとする。

第３０条（WAON POINT カード等の利用不能）
１．　WAON POINT カード等の破損、WAON POINT システム又は WAON POINT システム端末等の WAON POINT 利用取引に必要な機器の故障、停電その他のやむを得ない事由により、WAON POINT 利用取引ができない場合、甲は、WAON POINT 会員にその旨を告げ、現金その他の方法により WAON POINT 会員と取引代金の決済を行うものとする。なお、WAON POINT 利用取引に必要なシステムやネットワーク障害時には、甲及び乙は速やかな復旧に向けて協力し合うものとする。
２．　前項の場合、乙、WAON POINT 発行者及び WAON POINT カード等発行者は、故意又は重大な過失がない限り、甲に対して損害賠償その他一切の責任を負わないものとする。

第３１条（電子的情報の送受信）
甲は、WAON POINT 利用取引にあたっては、WAON POINT システムにアクセスできる機器に取引代金を入力する等、乙が指定する通信手段・手順等により、WAON POINT 利用取引情報を乙に送信し、又、乙から WAON POINT 利用取引に関するネガデータ等を受信するものとする。

第３２条（WAON POINT 利用取引精算金の支払い）
１．　乙は、当月 1 日から当月末日までの期間の甲の WAON POINT 利用取引金額（以下「WAON POINT 利用取引精算金」という）を、翌月 25 日（同日が金融機関の休業日にあたる場合は前営業日）に甲指定の金融機関口座に振り込むことにより甲に対して支払う。振込みに係る手数料は乙の負担とする。
２．　乙は、別途意思表示をしなくとも、前項の支払期日において、乙の甲に対する前項の WAON POINT 利用取引に関する債務及びその他債務と、甲の乙に対する本契約、クレジットカードに関する加盟店契約及び電子マネーに関する加盟店契約に基づく債務並びにその他一切の債務とを相殺することができ、相殺後も前項の支払債務が残存するときは、乙は、甲に対して、前項に基づいて相殺後の WAON POINT 利用取引精算金の残額を支払う。
３．　乙は、甲に対して、WAON POINT 利用取引精算金を毎月 10 日迄に書面又は記録媒体、データ伝送にて通知する。
４．　甲は、乙から第 3 項に基づく通知がされた際には、直ちにその記載内容を確認するものとする。第 27 条第 2 項の規定にかかわらず、甲は、通知を受領した日から 7 日以内に通知の内容について乙に対して異議の申し出をすることができ、甲からかかる期間内に異議の申し出があった場合は、直ちに甲乙間で対応を協議したうえ、必要に応じて精算するものとする。なお、甲が通知を受領した日から 7 日以内に異議の申し出がない場合には、乙は、甲が通知の内容を異議なく承認したものとみなすことができる。

第３３条（偽造及び変造された電子的情報の取扱い等）
１．　甲は、偽造変造、紛失、盗難、違法又は不正な方法により取得された WAON POINT カード等若しくは WAON POINT の使用その他不正な取引（以下「不正取引」という。）に基づいて WAON POINT 利用取引が行われる又は行われたことを認識した場合は、直ちに乙に通知するとともに、当該不正取引の取扱いについて、乙と協議のうえ対処するものとする。この場合、甲は、取消しに関する電子情報を WAON POINT システムにアクセスできる機器により、乙の指定する情報処理センターに送信することで、WAON POINT 利用取引の取消し処理を行うものとする。
２．　甲が前項に違反した場合、乙は、WAON POINT 利用取引精算金の内、不正取引に係る WAON POINT 利用取引金額について、その支払義務を免れ、同金額を既に支払っている場合は、次回以降の WAON POINT 利用取引精算金から同金額を差し引くことができるものとする。
３．　甲が重大な過失により不正取引を認識できなかった場合及び甲又は甲の従業員その他甲の業務を行うものが、故意又は過失により、不正取引に関与をした場合も、前項と同様とする。
４．　紛失・盗難された WAON POINT カード等が使用された場合、又は、偽造・変造された WAON POINT カード等による WAON POINT 利用取引が発生した場合に、乙が甲に対しこれら不正取引の状況等に関する調査の協力を求めたときには、甲は誠実に協力するものとする。

第３４条（返品等の取扱い）
１．　甲は、WAON POINT 利用取引に関して返品及び不正取引その他の事由により WAON POINT 利用取引の取消しを行う場合、取消しに関する電子情報を WAON POINT システムにアクセスできる機器により、乙の指定する情報処理センターに送信することで、WAON POINT 利用取引の取消し処理を行うものとし、WAON POINT 会員に対して直接 WAON POINT 利用取引金額相当額の返金は行わないものとする。ただし、当該取消しは、甲が WAON POINT システムにアクセスできる機器により送信した WAON POINT 利用取引の取消しに関する電子情報を、乙の指定する情報処理センターが受信し、正常に処理されたときに完了するものとする 。
２．　前項の場合、乙は、甲に対して取消し処理がなされた当該 WAON POINT 利用取引に係る WAON POINT 利用取引金額の支払い義務を負わないものとする。
３．　第 1 項の場合、取り消された WAON POINT 利用取引に係る WAON POINT 利用取引金額が既に支払われている場合は、甲は、乙に対して、当該 WAON POINT 利用取引金額を返金するものとする。当該返金債務は、原則として第 32 条第 2 項に基づき相殺により精算されるものとし（精算される期日は乙が定めるものとする。）、相殺により精算できない場合は、甲は、乙に対して、乙の指定する支払期日及び支払方法により返金するものとする。
４．　甲は、不正取引に基づく WAON POINT 利用取引があった場合は、第 33 条 1 項に基づき、当該 WAON POINT 利用取引の取消しを行わなければならない。

第３５条（本契約に適合しない WAON POINT 利用取引の処理）
１．　WAON POINT 利用取引が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、乙は甲に対し、当該 WAON POINT 利用取引に係る WAON POINT 利用取引金額の支払い義務を負わないものとする。ただし、本項第 3 号に該当する場合で、乙が当該 WAON POINT 利用取引に関する WAON

POINT 利用取引金額の支払いを承認したときはこの限りではない。
① WAON POINT サービス規約、本契約第 27 条及び第 29 条の規定に違反して WAON POINT 利用取引を行ったとき
② WAON POINT 利用取引が禁止されている場合にもかかわらず、WAON POINT 利用取引を行ったとき
③ 第 27 条第 2 項に基づき、WAON POINT 利用取引情報の送受信が行われなかったとき
④ 故意又は重過失により不正取引に対して WAON POINT 利用取引を行ったとき
２．　乙が第 32 条第 2 項に従い甲指定の金融機関口座に WAON POINT 利用取引金額を振り込んだ後に、当該 WAON POINT 利用取引金額に係る WAON POINT 利用取引が前項各号の事由に該当することが判明した場合は、甲は、直ちに乙の指定する方法により当該 WAON POINT 利用取引金額を乙に返還するものとする。なお、甲及び乙の間で協議の上、次回以降の WAON POINT 利用取引精算金から当該 WAON POINT 利用取引金額相当額を差し引くことにより、精算することもできるものとする。
３．　乙が、WAON POINT 利用取引について第 1 項各号の事由のいずれかに該当する可能性があると認めた場合には、乙は、調査が完了するまで当該 WAON POINT 利用取引に係る WAON POINT 利用取引金額の支払いを留保することができるものとし、この場合、乙は当該留保期間中の遅延損害金の支払いを免れるものとする。
４．　前項の調査開始より 30 日を経過しても第 33 条第 1 項及び第 1 項記載の各事由のいずれかに該当する可能性が解消しない場合には、乙は当該 WAON POINT 利用取引 における WAON POINT 利用取引金額の支払い義務を負わないものとする。なお、この場合においても乙は調査を続けることができるものとする。
５．　前項後段の規定により引き続き調査を行ったときで、当該調査が完了し、乙が当該 WAON POINT 利用取引に係る WAON POINT 利用取引金額の支払いを相当と認めた場合には、乙は、次回以降の WAON POINT 利用取引精算金に当該 WAON POINT 利用取引金額を加算することにより精算するものとする。

第 3 章　WAON POINT 付与加盟店

第３６条（WAON POINT 付与取引の開始日）

甲（本章において甲とは「WAON POINT 付与加盟店」のことをいう。）は、乙が別途定める日を開始日として、WAON POINT 付与取引を行うことができる（ただし、2023 年 9 月 30 日までの間は、WAON POINT と甲の商品又は役務との交換の委託業務として WAON POINT 付与取引を行う。）。また、甲は、乙が加盟店向けに提供する「WAON POINT 分析サービス」（サービスの内容及び利用手続等については乙が別に定める。）を利用することができる。

第３７条（WAON POINT 付与取引）

１．　WAON POINT 発行者は、WAON POINT 会員が WAON POINT 取扱店において商品等の購入及び役務の提供を受ける際に WAON POINT カード等を提示した場合、WAON POINT サービス規約に基づき WAON POINT を WAON POINT 会員に付与するものとする。

２．　WAON POINT 付与取引は、乙が指定する支払い手段による WAON POINT 取扱店における全ての商品等の購入及び役務の提供を対象とする。ただし、乙が WAON POINT の付与をしないと別途指定した商品等、法令上、WAON POINT の付与が出来ない商品等に関する取引は除くものとし、商品等が法令上、WAON POINT を付与することが出来る商品等であるか否かについては、甲が自己の責任において判断を行うものとする。
３．　甲は、WAON POINT 付与取引を行う際は、WAON POINT システムにアクセスできる機器にて商品等の取引代金に関する電子情報（以下「WAON POINT 付与情報」という）を乙の指定する情報処理センターに送信するものとし、WAON POINT 発行者は当該情報に基づき取引代金に 0.5%を乗じて得た数（小数点以下切捨て）の WAON POINT の付与を行うものとする。
４．　甲及び乙が別途合意した場合においては、前項に定める WAON POINT の付与に加え、WAON POINT 発行者は、当該合意に基づくボーナスポイントの付与を行うものとする。
５．　甲は、WAON POINT 付与取引にあたっては、WAON POINT 会員に対し、当該取引において付与された WAON POINT 及び取引後の WAON POINT 残高をレシート表記等により明示するものとする。
６．　WAON POINT カード等の破損、WAON POINT システム又は WAON POINT システム端末等の WAON POINT の付与に必要な機器の故障、停電その他のやむを得ない事由により、乙が WAON POINT の付与を行うことが出来ない場合があることを、甲はあらかじめ承諾するものとする。なお、WAON POINT 付与に必要なシステムやネットワーク障害時には、甲及び乙は速やかな復旧に向けて協力し合うものとする。
７．　前項の場合、故意または重大な過失がない限り乙、WAON POINT 発行者及び WAON POINT カード等発行者は、甲に対して損害賠償その他一切の責任を負わないものとする。
８．　乙は、甲の責めに帰すべき事由により WAON POINT 付与取引が適正に行われず、これにより損害を被った場合は、甲に対して損害賠償を請求することができる。

第３８条（WAON POINT 付与費用等の精算）
１．　甲は、（１）毎月 25 日（同日が金融機関の休業日にあたる場合は前営業日）に前月 1 日から前月末日までの期間において前条に基づき乙が WAON POINT 発行者が WAON POINT 会員に対して付与した WAON POINT に相当する金額（次項で定義する。）を WAON POINT 付与費用、（２）同期間の WAON POINT 付与取引の取引金額に本契約記載の割合を乗じて得た金額（小数点以下切捨て）を加盟店手数料、（３）同期間に付与されたボーナスポイントに 0.1%を乗じて得た金額（小数点以下切捨て）を付与手数料とし、これら（１）～（３）の合計額を乙指定の金融機関口座に振込むことにより支払う。なお、振込みにかかる手数料は甲の負担とする。
２．　前項に規定する WAON POINT に相当する金額について以下の通りとする
① 本契約締結日より 2023 年 3 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日までの期間：１ポイント＝0.91 円（小数点以下切捨て、消費税不課税）
② 2023 年 10 月 1 日以降：1 ポイント＝１円（消費税不課税）
３．　乙は、甲に対して前２項から算定する WAON POINT 付与費用、加盟店手数料及び付与手数料を毎月 10 日迄に書面又は記録媒体、データ伝送にて通知する。

４．　甲は、乙から前項に基づく通知がされた際には、直ちにその記載内容を確認するものとする。甲は、通知を受領した日から 7 日以内に通知の内容について乙に対して異議の申し出をすることができ、甲からかかる期間内に異議の申し出があった場合は、直ちに甲乙間で対応を協議したうえ、必要に応じて精算するものとする。なお、甲が通知を受領した日から 7 日以内に異議の申し出がない場合には、乙は、甲が通知の内容を異議なく承認したものとみなすことができる。
５．　乙は、別途意思表示をしなくとも、前項の支払期日において、乙の甲に対する前項の WAON POINT 利用取引に関する債務及びその他債務と、甲の乙に対する本契約、クレジットカードに関する加盟店契約及び電子マネーに関する加盟店契約に基づく債務並びにその他一切の債務とを相殺することができ、相殺後も前項の支払債務が残存するときは、乙は、甲に対して、前項に基づいて相殺後の WAON POINT 利用取引精算金の残額を支払う。また、甲が WAON POINT 利用加盟店である場合、第 1 項の甲の WAON POINT 付与費用、加盟店手数料及び付与手数料の支払債務の全部又は一部は、第 32 条第 2 項の相殺により、WAON POINT 利用取引精算金から、これらの債務相当額が控除されることにより、消滅する。
６．　前項の規定による相殺により甲の乙に対する支払債務の全部が消滅しない場合は、以下の順序で相殺されるものとする。
第 1 順位　加盟店手数料　　第 2 順位　付与手数料　　第 3 順位　WAON POINT 付与費用

第３９条（返品等の取扱い）
１．　甲は、WAON POINT 付与取引に関して不正取引及び返品その他の事由により WAON POINT 付与取引の取消しを行う場合、取消しに関する電子情報を WAON POINT システムにアクセスできる機器により、乙の指定する情報処理センターに送信することで、WAON POINT 付与取引の取消し処理を行うものとする。ただし、同取消しは、甲が WAON POINT システムにアクセスできる機器により送信した WAON POINT 利用取引の取消しに関する電子情報を、乙の指定する情報処理センターが受信し、正常に処理されたときに完了するものとする 。
２．　前項の場合、甲は、乙に対して当該 WAON POINT 付与取引に係る WAON POINT 付与費用の支払い義務を負わないものとする。但し、前項の取消しにより取消しを行う WAON POINT 付与対象取引を行った WAON POINT 会員の WAON カード等に記録された WAON POINT の残高が零を下回ることとなる場合には、当該零を下回る額については、第 33 条 1 項に基づき、当該甲は WAON POINT 付与費用の支払い義務を免れないものとする。なお、甲は、前項の場合でも、加盟店手数料及び付与手数料の支払義務を免れない。
３．　第 1 項により WAON POINT 付与対象取引が取り消されたとき、当該 WAON POINT 付与対象取引に係る WAON POINT 付与費用が既に支払われている場合は、乙は、甲に対して、当該 WAON POINT 付与費用を返金するものとする（前項但書の場合を除く。）。当該返金債務は、原則として第 32 条第 2 項に基づき相殺により精算されるものとし（精算される期日は乙が定めるものとする。）、相殺により精算できない場合は、乙は、甲に対して、乙の指定する支払期日及び支払方法により返金するものとする。ただし、甲及び乙で別途定めたときは、この限りではない。

第４０条（準用）

前章の第 28 条、第 29 条、第 31 条、第 33 条第 1 項及び第 4 項は、本章に準用する。この場合、「WAON POINT 利用取引」は「WAON POINT 付与取引」と読み替える。